

2021年1月21日

感染症法や特措法への罰則導入を撤回し、医療体制強化を求める声明

日本医療労働組合連合会 中央執行委員会

政府は、通常国会に新型コロナウイルス感染者が入院措置や感染に関わる行動歴などの調査を拒否した場合、刑事罰を科す「感染症法改定案」を提出するとしている。刑事罰は、入院拒否が「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」、調査協力拒否が「6ヵ月以下の懲役または50万円以下の罰金」となっている。

感染症法はその前文で、「我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。」と述べているが、政府の改定案はこれに逆行するものである。感染症に関する啓もうが不十分な中で厳罰を盛り込めば、差別や偏見を助長するばかりか、刑事罰を恐れるあまり、症状があっても検査を受けない、検査結果を隠すなどの事態が広がるとともに、感染拡大防止そのものが困難となり、無数のクラスターや新たなエピセンターを発生させることにもつながりかねない。

現在、感染者用の入院病床、宿泊施設が不足し、検査陽性が判明しても行き場のない待機者が増加している。いま政府がやるべきことは、入院病床、宿泊施設の速やかな確保であり、刑事罰導入は、本末転倒である。さらに政府は、入院や調査の拒否、病院からの抜け出しなどの事例がどの程度あり、その理由は何かなどをまったく把握していない。まさに刑事罰導入ありきの強権的な姿勢と言わざるを得ない。

日本医学会連合や日本公衆衛生学会が声明を発表し、感染症の制御は国民の理解と協力によるべきであり、刑事罰や行政罰を設けるべきではないという見解を表明している。政府は、新型コロナとたたかう医療現場からの声に謙虚に従うべきである。

この他にも感染症法改定案には、行政が医療機関に対し新型コロナ感染者の病床確保を「勧告」し、応じない場合は医療機関名を公表することが盛り込まれている。医療機関が新型コロナ患者を受け入れることが困難な理由には、設備・人員の問題の他にも、受け入れにより通常医療の確保ができなくなることや、患者の受診控えにより減収となることへの危惧があるからである。すべての医療機関の減収補填や診療報酬の大幅引き上げ等の支援策を具体的に示し、医師・看護師などの人員確保を直ちに実施することが必要である。病床確保を求める一方で、病床削減のための公立公的病院の再編・統合を迫るという、まったく矛盾する政策もただちに中止すべきである。

また、新型コロナに対応するための特別措置法を改定し、事業者が休業や営業時間短縮に応じない場合には行政罰である過料（50万円以下）を科すことが検討されているが、緊急事態宣言のもとで、政府の補償は不十分ななか、さらに罰則が加われば、倒産・廃業がさらにすすむことは必至である。営業が継続できるよう政府は十分な補償を行うべきである。

日本医労連は、罰則を科す感染症法や特措法改定の撤回を求めるとともに、国民が主体的・積極的に感染防止対策へ参加できるような施策を、国の責任において実施することを強く要望する。

以上